

# 裁 決 書

東京都港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階  
(主たる事務所の名称) ベリーベスト虎ノ門法律事務所  
東京弁護士会所属弁護士法人  
審 査 請 求 人 弁護士法人ベリーベスト法律事務所  
(届出番号486)

上記代理人弁護士	泉	信	吾
同	尾	込	平一郎
同	辻	洋	一
同	影	山	知 佐
同	阿	部	泰 隆
同	関		葉 子
同	谷		英 樹
同	丸	山	和 也

審査請求人に係る2020年懲(審)第14号審査請求事案について、日本弁護士連合会は次のとおり裁決する。

## 主 文

- 1 東京弁護士会が2020年3月12日付けでなした審査請求人に対する懲戒処分(業務停止6月)を次のとおり変更する。
- 2 審査請求人の業務を3月間停止する。

## 理 由

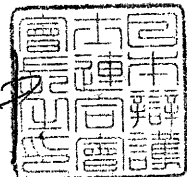
本件審査請求について懲戒委員会が別紙議決書のとおり議決したので、弁護士法第59条の規定により、主文のとおり裁決する。

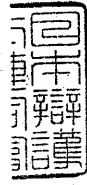
2021年10月19日

日本弁護士連合会

会 長

荻 川





2020年懲（審）第14号[東京弁護士会平成31年東懲法第1号  
・平成31年東懲法第2号]

2020年懲（審）第15号[東京弁護士会平成31年東懲第4号  
・平成31年東懲第6号]

2020年懲（審）第16号[東京弁護士会平成31年東懲第5号  
・平成31年東懲第7号]

## 議 決 書

第1事案（2020年懲（審）第14号）

東京都港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階

（主たる事務所の名称）ベリーベスト虎ノ門法律事務所

東京弁護士会所属弁護士法人

審 査 請 求 人 弁護士法人ベリーベスト法律事務所

（届出番号486）

第2事案（2020年懲（審）第15号）

東京都港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階

ベリーベスト虎ノ門法律事務所

東京弁護士会所属弁護士

審 査 請 求 人 酒 井 将

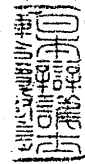
（登録番号29986）

第3事案（2020年懲（審）第16号）

東京都港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階

ベリーベスト虎ノ門法律事務所

東京弁護士会所属弁護士



審査請求人 浅野 健太郎

(登録番号30001)

上記代理人弁護士 泉 信吾

同 尾 込 平一郎

同 辻 洋 一

同 影 山 知 佐

同 阿 部 泰 隆

同 関 葉 子

同 谷 英 樹

同 丸 山 和 也

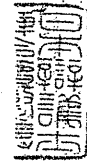
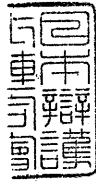
### 主 文

- 1 東京弁護士会が2020年3月12日付けでなした審査請求人らに対する懲戒処分（業務停止6月）を次のとおり変更する
- 2 審査請求人らの業務を3月間停止することを相当とする。

### 理 由

- 1 審査請求人らに係る本件懲戒請求事件につき、東京弁護士会（以下「原弁護士会」という。）の認定した事実及び判断は、原弁護士会懲戒委員会の議決書（以下「原議決書」という。）に記載のとおりであり、原弁護士会は前記認定と判断に基づき、審査請求人らを業務停止6月の処分に付した。

審査請求人らの本件審査請求の理由は、要するに、原弁護士会の前記認定と判断には誤りがあり、原弁護士会の処分に不服なので、その取消しを求めるとい



にある。

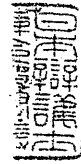
当委員会が、審査請求人らから当委員会に新たに提出された証拠も含め審査した結果、次のとおり判断する（以下、弁護士職務基本規程を「規程」といい、弁護士法を「法」という。）。

## 2 規程13条1項違反の点について

(1) 原弁護士会は、本件において、司法書士法人新宿事務所（以下「新宿事務所」という。）が受任した過払金返還請求事務を第1事案に係る審査請求人である弁護士法人ベリーベスト法律事務所（以下、第1事案に係る審査請求人を「審査請求法人」という。）に引き継ぐ際に、審査請求法人から新宿事務所に対し支払われた対価（1件当たり19万8000円（消費税別）、以下、「本件対価」という。）が、規程13条1項に規定する「依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価」に当たると判断した。

これに対し、審査請求人らは、本件対価は、個々の過払金返還請求事務について新宿事務所が行った業務の成果である物品ないしデータ（以下「業務成果物」という。）を審査請求法人が譲り受けるに当たったの対価であって、これに引継ぎ後に審査請求法人が新宿事務所に委託して行った裁判書類作成支援業務にかかる対価も含まれており、全体として上記紹介を受けたことの対価には当たらない旨主張している。

(2) 規程13条1項の趣旨は、「依頼者の紹介を受けて、これに対し対価を支払うことは、事件の周旋を業とする者との結びつきを誘発し、・・・（中略）・・・また、弁護士が他の者に依頼者紹介の対価を支払うことになれば、それが依頼者に転嫁され、過大な弁護士報酬請求の原因となるおそれもある」ということであり、「謝礼その他の対価」とは、要するに依頼者ないし事件の紹介料のことである。金銭に限らずその他の有価物でも「謝礼その他の対価」に該当するし、額の多寡や価値の大小、名目のいかん（たとえば、広告料名目での支払など）を問わない・・・（中略）・・・対価関係の有無は、社会通念により決



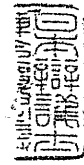
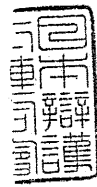
せられ、知人、友人の間の通常の社会的儀礼の域を超えない季節の贈答や飲食費の負担などは、本条違反の問題とはならない。」と解説されている（日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著「解説「弁護士職務基本規程」第3版」）。

本件の場合、原議決書が指摘するとおり、審査請求法人は依頼者と業務成果物をワンセットとして引き継いでおり、依頼者の紹介と業務成果物の引継ぎは仕組みとして一体化されていることから、両者を分離して議論することは非現実的であると言わざるを得ない。したがって、この引継ぎに当たって支払われた本件対価は、審査請求法人と新宿事務所との間では業務成果物の対価という趣旨であったとしても、それは同時に依頼者紹介の対価としての意味を包含すると解するのが相当である。仮に審査請求人らの主張を採用すれば、依頼者の紹介に際して何らかの業務成果物を介在させれば、その対価という名目で金銭授受が可能となり、規程13条1項を容易に潜脱できることになるので、所論は採用できない。

また、本件対価には、引継ぎ後の裁判書類作成支援業務の対価が含まれるという主張についても、同業務を新宿事務所に委託することの必然性・合理性が認められず、一体として紹介料と評価されるとの原議決書の認定は首肯できる。

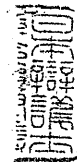
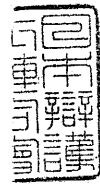
(3) 本件対価の金額が一律に決められ、新宿事務所の個々の事件の業務量に対応したものでないことも本件対価が紹介料に当たるとの判断を裏付ける事実といえる。加えて、本件対価の支払について、審査請求法人も新宿事務所も依頼者に対し一切説明していない。原議決書が指摘するように、法律紛争に関して何らかの作業を行った者が存在し、仮にその作業の成果物の対価が発生したような場合、その対価の支払はあくまでも依頼者自身の意思に基づいて支払われるべきであり、依頼者の意思を何ら考慮せずに、事件を紹介された弁護士がこれを支払うことは正に規程13条1項が禁止する紹介料の支払に外ならず、弁護士と依頼者との信頼関係を損なう品位を失うべき行為である。

(4) 以上の理由により、原議決書41頁の「成果物の引継ぎと裁判書類作成業務



の名の下に行われた被審査法人から新宿事務所への金員の支払は、事件紹介の対価、少なくとも事件紹介の対価を含むものであると認められることから、それが社会的儀礼の範囲にとどまらない以上、金額の多寡を問わず禁止され、対価が相当であるかどうかは問題にはならない」との認定と判断に誤りはない。

なお、審査請求人らは本件スキームを市民のための有益なリーガルサービスであると主張しているため、この点について補足的に検討すると、確かに、依頼者の利便性が図られる側面もあるが、必ずしも依頼者の利益に資するとはいえない。審査請求法人が会認知事案の依頼者の過払金返還請求事務を新宿事務所から引き継いだ際、同依頼者に宛てて、事件の引継ぎを知らせ、訴訟委任状の作成及び返送を求めた審査請求人ら作成の平成28年6月29日付け送付状には、「他の弁護士事務所へ再度依頼を行うと、調査結果が出るまで数か月お待ち頂くこととなるため、迅速な対応を優先させて頂きました。」との記載がある。審査請求人らは、新宿事務所には、依頼者に対し、引き直し計算書やそのデータを引き渡す義務はないと主張するが、仮にその引き直し計算書や計算データを引き継がない場合を想定しても、貸金業者から取り寄せた取引履歴書があれば、依頼を受けた弁護士において、汎用ソフトにより数日以内に引き直し計算をして、過払金の有無を調査することは通常可能であって、調査結果が出るまでに数か月を要することは想定できない。したがって、調査結果が出るまでに数か月お待ちいただくという説明は、依頼者に対する説明としては不正確であると言わざるを得ず、このような説明を基に新宿事務所から事件を引き継いでいたことは、依頼者の意思を蔑ろにし、依頼者が弁護士を選択する権利を侵害したという指摘は否めない。なお、新宿事務所が、辞任に当たり、調査費用無償という依頼者との約束で貸金業者から取り寄せた取引履歴書を依頼者に無償で引き渡さなければならないことは当然であり、新宿事務所が取引履歴書の引渡義務があることについては、審査請求人らの審査請求理由書等においても認めているものと解される。



また、原議決書で指摘のように、審査請求法人の成功報酬は25%であり、訴訟提起をして過払金を回収した案件の平均報酬額は平成29年2月10日時点で約97万円であった。審査請求人らは、依頼者と新宿事務所との報酬契約の内容をそのまま引き継いだので、引継ぎにより依頼者に追加の経済的負担は生じていないということを強調しているが、新宿事務所からの引継ぎを前提とした本件スキームの報酬自体がそもそも高いという指摘も否めない。

### 3 法27条違反の点について

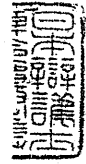
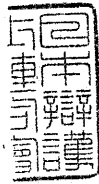
法27条及び法30条の21は、弁護士及び弁護士法人が法72条から74条までの規定に違反する者から事件の周旋を受けることを禁じている。法72条後段は、弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で、業として、法律事件に関する法律事務の取扱いを周旋することを禁じている。

原議決書が指摘するように、新宿事務所は、認定司法書士であっても、140万円を超える法律事務の取扱い及び法律事件の周旋（周旋については金額の多寡を問わない。）については、法72条後段の適用上、弁護士又は弁護士法人でない者に当たり、自らを取り扱うことのできない弁護士業務となる事件を審査請求法人に紹介することにより、多額の紹介料を得てきたものである。したがって、原議決書51頁の「被審査法人が、新宿事務所に対して1件につき19万8000円の対価を支払って、同事務所から140万円超過払事件の周旋を受けたことは、法第27条に違反する行為である」との認定と判断に誤りはない。

### 4 処分の量定について

(1) 原議決書は、処分の量定事情として、本件対価を伴う事件の紹介が2年以上の間に反復継続して7000件ないし8000件と大量に行われ、それにより審査請求法人の得た収益も大きいこと、また、本件懲戒請求の審査中に、審査請求法人が別法人を設立して業務を移管し、「懲戒逃れ」と見られてもやむを得ない行動をしたこと等を考慮し、業務停止6月の処分に付した。

(2) 当委員会は、審査請求人らに対する処分の量定事情として、原議決書が指摘



する上記事情の外に、次の酌むべき事情を認める。

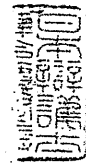
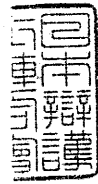
- ① 審査請求人らの行為が依頼者の利便性に寄与していた側面があることも否定できない。また、本件引継ぎによって、依頼者に対し、追加の経済的負担や不利益が生じた事情は見当たらない。
- ② 新宿事務所は、取り扱うことができる事件の経済的利益に制限があるとしても、弁護士と一部重なる法律事務を行う者であり、本件は事件屋などが介入する非弁提携事案とは異なる。
- ③ 審査請求人らは規程13条1項及び法27条の解釈を誤ったものであり、本件スキームが規程13条1項及び法27条に違反するとの明確な認識の下であえて本件非行行為を行ったものと認めることはできない。
- ④ 認定司法書士の簡易裁判所における民事事件の代理権限に訴額140万円までという制限がある現行法制下では、140万円超過事件について認定司法書士から弁護士への事件引継ぎの在り方、両者の協力関係の在り方について、弁護士会等においても検討と提言等が望まれるところ、本件はそれが無い状況下で発生したものである。

(3) 原議決書も審査請求人らの酌むべき事情に言及しているが、当委員会は、上記の点を更に斟酌して処分を軽減し、業務停止3月が相当と判断する。ただし、原処分の業務停止6月を維持すべきであるとの意見が相当数あったことを付言する。

#### 5 原弁護士会の懲戒手続が違法であるとの主張について

- (1) 審査請求人らは、法58条2項は、弁護士会が会員について懲戒事由があると思料したときは綱紀委員会に調査させなければならないと規定しているにもかかわらず、他の委員会に調査させた違法があると主張する。また、審査請求人らは、日本弁護士連合会調査室編「弁護士懲戒手続の研究と実務（第3版）」を援用して、非弁防止会規が定める調査協力義務は、懲戒請求を目的とするものではないことから許容されるのであって、綱紀委員会以外の委員会が会員に

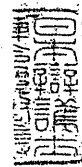
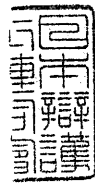




調査協力義務を負わせて取り調べ、これを基に弁護士会が綱紀委員会に調査をさせること（以下「会立件」という。）は禁止されているとの解釈の下に、原弁護士会が非弁防止関連委員会による調査協力義務を負わせて審査請求人らを取り調べた上で会立件したことは、この禁止に違反すると主張している。

しかし、審査請求人らのこれらの主張、解釈は誤りである。非弁防止関連委員会が、非弁防止会規の定める目的に基づいて調査を行い、その過程において懲戒事由が発見された場合は、弁護士会は、法58条2項に基づき、懲戒手続に付し、綱紀委員会に調査をさせることができるのであって、このような場合に会立件が禁止されないことは当然のことである。審査請求人らが指摘する日本弁護士連合会調査室の見解は、「弁護士会の懲戒権は、弁護士会の弁護士に対する監督を全うさせるために法が特別に与えた権能」であるという考えを基に、「ある特定の弁護士の弁護活動について、違法又は不当な点が存在する疑いがあり、その点につき弁護士会が検討して懲戒事由に該当すると思料される場合は、原則として綱紀委員会に対し法五八条二項に基づき調査を命じるべきであって、懲戒手続のような厳格な規定が存在しない弁護士会としての一般的な指導連絡監督権に基づく指導を安易に行うのは相当でない」（前掲「弁護士懲戒手続の研究と実務（第3版）」101頁）とする立場から、非弁防止関連委員会等が、懲戒処分類似の処分を行うことを禁止し（同102頁）、懲戒事由があると思料する場合には、懲戒手続に付し、綱紀委員会に調査をさせなければならないとするものである。

原議決書が認定した調査の経過をみると、原弁護士会においては、平成29年2月8日、審査請求人らに対する事情聴取が行われており、その事情聴取の冒頭において、質問者は、非弁防止会規に基づく協力義務に言及する一方で、「事実関係を調べて、それが非弁提携に当たると考えたら綱紀に立件するかもしれませんが、その前提としての事実調査のみなので、主張も別に我々は特に申し上げることはございませんので」と述べて（甲14号証）、会立件



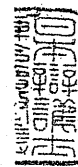
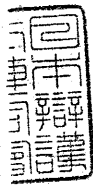
に言及している。したがって、会立件が審査請求人らにとって予想外の事態であったとはいえない。

原議決書が認定した調査の経過からすれば、原弁護士会の非弁防止関連委員会、非弁行為防止の目的で調査を行い、その過程で懲戒事由が発見されたため、会立件がなされ、その後綱紀委員会が調査を行い、懲戒委員会による審査が相当との議決に至ったものと認められる。原弁護士会の綱紀委員会は、審査請求人らに事情聴取をする調査期日を開いていないが、審査請求人らに対する事情聴取結果の反訳が複数存在していた本件において、同綱紀委員会が、それらの反訳と書証により審査相当との判断をしたことに不合理な点はみられない。なお、懲戒委員会の審査期日に関する法67条1項及び2項と異なり、法70条の7は綱紀委員会の調査期日の開催を義務付けておらず、また、原弁護士会の綱紀委員会に関する規程でも調査期日の開催は義務付けられていない。

(2) 審査請求人らは、非弁防止会規に基づく是正措置を行えば足りたのに会立件をしたことは違法であるとも主張するが、原弁護士会の非弁防止会規は、必要があると認めるときに是正措置をとることができる旨を定めているのであって、是正措置は必須のものではなく、また、懲戒手続に先立って是正措置をとるべき旨の定めもない。そもそも、非弁防止会規等による「是正措置」として、懲戒処分に類似するような処分を定めることは許されていない。その理由の一つとして、「弁護士会が馴れ合いで懲戒隠しを行っているとの不信感を国民に与えかねない」（前掲「弁護士懲戒手続の研究と実務（第3版）」102頁）という点があるところ、懲戒事由があると思料しながら、是正措置のみで終わらせることは、正にこの懲戒隠しと受け取られかねないものである。

(3) 審査請求人らは、その他にも手続の違法性について主張するが、いずれについても違法性は認められない。

6 以上のとおり、原議決書の認定と判断に誤りはないが、情状を更に斟酌し、これを業務停止3月の処分に変更するのが相当である。



よって、主文のとおり議決する。

2021年10月18日


日本弁護士連合会懲戒委員会


委員長


高 博 一 


委員


坪井 昌 造 


細 田 啓 介 


若 江 健 雄 

川 崎 政 司 

久 保 博 道 

平 田 和 一 

白 井 敏 男 

川 上 敦 子 

委員

菊池 浩



八代 乙卯



井上 圭吾



木村 豊



これは裁決書の謄本である

2021年10月22日

日本弁護士連合会

事務総長 渕 上 玲 子

